

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験・加工等の実施に関する規則

平成19年4月1日 制定
令和3年4月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款第11条第2号の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が依頼を受けて実施する試験、分析、測定及び加工（以下「試験・加工等」という。）に関して必要な事項を定める。

(試験・加工等の種類)

第2条 センターが実施する試験・加工等は、別表に掲げるとおりとする。

2 電子・有機素材研究所長、機械素材研究所長、食品開発研究所長及び企画・連携推進部長（以下「所長」という。）は特に必要があると認めるときは、別表に掲げる試験・加工等以外の試験・加工等を実施することができる。

(事前相談)

第3条 センターに試験・加工等を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ当該試験・加工等を担当する研究員（以下「研究員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする試験・加工等の内容について相談（以下「事前相談」という。）しなければならない。

2 所長は、前項の事前相談に基づき、試験・加工等の実施及びその実施内容を決定するものとする。

3 前項の規定による試験・加工等の内容を決定するために必要な供試物の提供を依頼者に求めることができる。この場合において、供試物の提供に要する経費は依頼者が負担するものとする。

(試験・加工等の依頼)

第4条 依頼者は、前条の規定により試験、分析又は測定（以下「試験分析等」という。）の実施及び実施内容が決定されたときは、試験分析等依頼書（様式第1号）に必要な供試物又は原材料を添え、所長に提出するものとする。

2 依頼者は、前条の規定により加工の実施及び実施内容が決定されたときは、加工依頼書（様式第2号）に必要な応じてその原料を添え、所長に提出するものとする。

(供試物)

第5条 供試物は、特別の理由があると認められるときを除き、依頼者に返還はしない。

2 所長は、試験分析等を行うために必要があるときは、依頼者に供試物の追加を求めることができる。

(試験・加工等の実施)

第6条 所長は、第4条の試験分析等依頼書又は加工依頼書を受理したときは、当該試験・加工等を実施するものとする。

(試験分析等の結果)

第7条 所長は、試験分析等を終えたときは、試験分析等成績書（様式第3号）を依頼者に交付するものとする。

2 前項に規定する試験分析等成績書について、依頼者から試験分析等依頼書提出時に要求があった場合は2通以上交付することができる。この場合において、2通目から別表に定める金額を徴収するものとする。

3 所長は、第1項の試験分析等成績書の交付後に、依頼者から要求があったときは、当該試験分析等成績書交付の日から5年以内に限り、当該試験分析等に係る試験分析等成績証明書（様式第4号）を交付することができる。

4 前項に規定する試験分析等成績証明書を要求しようとする者は、試験分析等の成績証明依頼書（様式第5号）を所長に提出するものとする。

(成果物の引き渡し)

第8条 所長は、加工を終えたときは、加工品を依頼者に引き渡すものとする。

(手数料)

第9条 試験・加工等の実施については、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業所の所在地又は住所地が鳥取県の区域以外の区域(島根県、岡山県、広島県、山口県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県を除く。)に存する依頼者の試験・加工等に係る手数料は、別表に定める金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により算定した手数料に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(手数料の支払)

第10条 依頼者は、前条の手数料を第4条の試験分析等依頼書又は加工依頼書の提出の際に、若しくは第7条第1項の試験分析等成績書の交付後又は第8条の加工品の引き渡し後速やかに支払うものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、所長は、依頼者があらかじめ申し出をした場合には、第7条第1項の試験分析等成績書の交付日又は第8条の加工品の引き渡し日以降に期限を定めて支払を求めることができる。
- 3 前2項の規定は、第7条第3項に規定する試験分析等成績証明書の交付について準用する。

(手数料の減額)

第11条 所長は、「県内に主たる事務所を置く小規模事業者登録要領」(平成27年3月23日付第201400198703号(地独)鳥取県産業技術センター企画総務部長通知)の登録を受けている者が、その登録を受けている期間中に試験・加工等を依頼するとき、手数料の2分の1に相当する額に減額することができる。

- 2 前項の手数料の減額を受けようとする者は、第4条の試験分析等依頼書又は加工依頼書にその旨を記載し、その承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、減額したあとの額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする

(手数料の返納)

第12条 既に支払われた手数料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

- (1) センターの責めに帰する理由により試験・加工等が使用できなくなったとき。
- (2) 所長がその他特別の理由があると認めたとき。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年12月13日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成20年1月22日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成20年2月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成20年5月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成20年6月25日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成20年7月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成21年1月5日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成21年4月17日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成21年4月22日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成21年4月27日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成22年3月11日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成22年4月12日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成22年8月15日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成22年10月20日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成23年2月28日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成23年8月29日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成23年12月12日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成25年2月21日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成25年5月17日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成26年10月20日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年1月8日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成27年11月30日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成30年5月7日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和2年2月18日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和2年4月24日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和2年8月17日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和2年11月2日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

試験分析等依頼書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 様

郵便番号
依頼者 所在地(住所)
事業所名
及び代表者氏名
(個人の場合にあつては氏名)

印

次のとおり試験分析等を依頼します。

依頼の種類	<input type="checkbox"/> 分析 <input type="checkbox"/> 試験 <input type="checkbox"/> 測定
試験分析等の目的	
依頼内容又は試験分析等の名称	
供試物件名	
数 量	件 ・ 成分
試験分析等の結果の交付	<input type="checkbox"/> 成績書 (通) (2通目から別途料金が必要)
手数料支払い方法	<input type="checkbox"/> 事前払い (現金・振込) <input type="checkbox"/> 成績書受領時 (現金) <input type="checkbox"/> 後払い (現金・振込)
連絡先 (担当者)	(部署・氏名) (電話番号)
備 考	

注) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

鳥取県産業技術センター手数料減額届

上記に係る鳥取県産業技術センター手数料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

減額を必要とする理由	該当する場合には、チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 県内に主たる事業所を置く小規模事業者の登録者
------------	--

【産業技術センター使用欄】	年 月 日	整理番号 (No.)
依頼のとおりに実施することとしてよろしいか 伺います。	所 長	合 議
[手数料金 : 円]	担当研究員	

加工依頼書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 様

郵便番号
依頼者 所在地(住所)
事業所名
及び代表者氏名
(個人の場合にあつては氏名)

印

次のとおり加工を依頼します。

依頼の種類	加工
加工の内容	
数 量	
加工の原料 (名称及び材料)	
希望用件	
手数料支払い方法	<input type="checkbox"/> 事前払い (現金・振込) <input type="checkbox"/> 成績書受領時 (現金) <input type="checkbox"/> 後払い (現金・振込)
連絡先 (担当者)	(部署・氏名) (電話番号)
備 考	

注) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。

鳥取県産業技術センター手数料減額届

上記に係る鳥取県産業技術センター手数料の減額を受けたいので、次のとおり申請します。

減額を必要とする理由	該当する場合には、チェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 県内に主たる事業所を置く小規模事業者の登録者
------------	--

【産業技術センター使用欄】	年 月 日	整理番号 (No.)
依頼のとおり実施することとしてよろしいか伺います。	所 長	合 議
[手数料金: 円]	担当研究員	

試験分析等成績書

(番号)
年 月 日

事業所の名称及び代表者氏名 様
(個人にあつては氏名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 印

年 月 日付で依頼のありました試験分析等の結果は、次のとおりです。

供試物件名	
数 量	
試験分析等 実施担当者	(部署・氏名)
試験分析等の 内容及び方法	
試験分析等の 結 果	

試験分析等成績証明書

(番号) _____
年 月 日

事業所の名称及び代表者氏名 様
(個人にあつては氏名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 印

年 月 日付で再交付の依頼のあつた試験分析等成績書について、次のとおり証明します。

成績書の 交付日及び番号	年 月 日 第 号
供試物件名	
数 量	
試験分析等 実施担当者	(部署・氏名)
試験分析等の 内容及び方法	
試験分析等の 結 果	

試験分析等の成績証明依頼書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職 氏名 様

郵便番号
依頼者 所在地(住所)
事業所名
及び代表者氏名
(個人の場合にあつては氏名)

印

次のとおり試験分析等の成績証明をお願いします。

証明する試験 分析等成績書	年 月 日付 第 号で交付を受けた試験分析等成績書
供試物件名	
成績証明が 必要な理由	
証明書部数	通
手数料 支払い方法	<input type="checkbox"/> 事前払い (現金・振込) <input type="checkbox"/> 成績書証明書受領時 (現金) <input type="checkbox"/> 後払い (現金・振込)
連絡先 (担当者)	(部署・氏名) (電話番号)
備 考	

注) 氏名を自署する場合にあつては、押印を省略することができる。